

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和3年2月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和3年3月29日

大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 令和3年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和2年度大阪府一般会計補正予算（第16号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和2年度大阪府一般会計補正予算（第17号）の件（教育委員会関係分）

#### ○事件議決案

- 1 大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件
- 2 大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件
- 3 特定事業契約変更の件（大阪府立高等学校空調設備更新事業）

#### ○条例案

- 1 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例制定の件
- 2 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 3 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件
- 4 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件

- 5 大阪府立国際会議場条例等一部改正の件
- 6 大阪府立漕艇センター条例一部改正の件
- 7 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件
- 8 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 9 大阪府立学校条例一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

令和3年度 教育庁予算(案)の主な事業

一般会計	令和3年度当初予算額	542,399百万円
	令和2年度当初予算額	538,060百万円
	令和2年度最終予算額	531,746百万円
	前年比 R3当初/R2当初	100.8%

教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	(参考)2月15日現在内容 予算額(千円)
【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	・小学生新学カテスト事業費	298,347	298,347
	・中学生学びチャレンジ事業費	323,426	323,550
【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	・府立学校スマートスクール推進事業費	拡充	2,587,769
	・英語教育推進事業費		12,927
	・グローバルリーダーズハイスクール支援事業費		26,872
	・実業教育充実事業費		316,852
	・就学支援金関連事業費		41,045,338
	・府立高等学校再編整備事業費	一部新	254,052
	・府立高等学校キャリア教育体制整備事業費		1,842
【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	・大阪市立高等学校一元化関連事業費	新規	361,097
	・知的障がい支援学校新校整備事業費		98,266
	・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費		63,034
	・医療的ケア通学支援事業費		533,290
	・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費		37,198
	・障がいのある生徒の高校生活支援事業費		110,627
	・高等学校通級指導実施費		1,190
【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	・教育庁ハートフルオフィス推進事業費	拡充	26,450
	・いじめ虐待等対応支援体制構築事業費 <コロナ対応>		260,245
	・課題を抱える生徒フォローアップ事業費		27,444
	・スクールカウンセラー配置事業費 <コロナ対応>	拡充	430,939
	・スクールソーシャルワーカー配置事業費 <コロナ対応>		74,648
	・教育総合相談事業費		24,676
	・SNS活用相談体制調査研究事業費		26,088
【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます	・小中学校における日本語指導推進事業費 <コロナ対応>		19,428
	・競技力向上対策事業費補助金		18,255
【基本方針6】教員の力とやる気を高めます	・学校給食実施費		794,544
	・教職員採用選考費		21,093
【基本方針7】学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます	・教職員資質向上対策推進事業費		49,756
	・校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)		224,715
【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります	・府立学校教育ICT化推進事業費		968,832
	・部活動指導員配置事業費	拡充	67,286
	・府立学校老朽化対策費		178,636
	・学習環境改善事業費(府立高校トイレ改修)		2,876,643
	・府立学校施設・設備改修費		944,845
	・府立学校施設備緊急改修事業費(ブロック塀対策等)		1,284,663
	・府立学校施設長寿命化整備事業費	拡充	3,079,875
【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	・府立学校体育館空調設備整備費		1,648,716
	・高等学校教育環境改善事業費		851,016
	・スクールサポートスタッフ・学習支援員配置事業費 <コロナ対応>	新規	453,079
【基本方針10】私立学校の振興を図ります	・教育コミュニティづくり推進事業費		57,958
	・家庭教育力向上事業費		2,113
	・私立高等学校等振興助成費		36,252,135
	・私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等除く)		15,016,522
	・私立中学校等修学支援実証事業費補助金		99,186
	・私立幼稚園振興助成費	拡充	10,173,940
	・施設型給付費等負担金		9,862,922
	・子育て支援施設等利用給付費負担金		4,059,228
	・大阪府育英会助成費		598,720
	・私立専門学校授業料等減免事業費	拡充	4,758,301

私立学校  
に関する  
事業である  
ため協議  
の対象外

**教育庁 令和2年度一般会計補正予算案の概要**

一般会計	第16号補正予算額	25億7,931万1千円
	※第17号補正予算額	▲150億297万6千円
	補正前予算額	5,441億6,976万8千円
	補正後予算額	5,317億4,610万3千円

※ 第17号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

**第16号補正予算案の概要**

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額

中段 補正前予算額

下段 補正後予算額

事 業 名	事 業 費	事 業 内 容 の 説 明
【国経済対策】 府立学校スマートスクール 推進事業費	573万3千円 0 573万3千円	<p>1人1台端末などICTを活用した新時代の教育（国GIGAスクール構想）を実現するため、府立学校のICT環境の整備とICTを活用した事業を「スマートスクール事業」として実施するために必要なネットワークの構築・通信環境の支援を行う。</p> <p>○学校情報ネットワーククラウド化事業 各学校から一旦データセンターへ集約した上でインターネットに接続している学校情報ネットワークを学校から直接インターネットへ接続できるよう回線改修を実施。</p> <p>※府立高校・支援学校に対する端末整備等は、令和3年度当初予算に計上。</p>
【国経済対策】 実業教育充実事業費	13億8,000万円 0 13億8,000万円	<p>実業高校においてデジタル対応装置を整備することにより、技術革新の進展に対応できる職業人材を育成する。</p>
【国経済対策】 府立学校感染症対策等 継続支援事業費	4億5,200万円 0 4億5,200万円	<p>新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる消毒液やハンドソープ、CO2モニター等の消耗品購入や校舎の消毒作業を外注する費用等の支援を行う。</p>

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件	大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。 〔放棄する債権〕 ・回収不能となった23万7,200円及び当該貸付金に係る遅延損害金
2	大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	大阪府立藤井寺工科高等学校において発生した生徒のいじめに関して、民事訴訟法第89条の規定により和解するため、議決を求めるもの。
3	特定事業契約変更の件(大阪府立高等学校空調設備更新事業)	大阪府立高等学校空調設備更新事業契約 (平成31年3月15日議決) 契約期間の終期 平成53年3月31日 →令和24年3月31日 契約の相手方 大阪スクールアメニティサービス株式会社

○条例案

番号	件名	概要
1	指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例制定の件	大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校について、国家戦略特別区域法に基づく指定公立国際教育学校等管理法人に管理を行わせるため、法人が行う業務、法人の指定の手続等を定める。 施行日：規則で定める日
2	職員の給与に関する条例一部改正の件	国及び他の都道府県との均衡を図るため、通勤のため交通の用具を使用する職員であって、通勤が困難であると認められる身体に障害を有するものについての通勤手当の額の加算を廃止する。 施行日：令和3年4月1日

番号	件名	概要
3	職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和3年3月31日から令和4年3月31日に延長する。</p> <p>施行日：令和3年4月1日</p>
4	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	<p>財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和3年3月31日から令和4年3月31日に延長する。</p> <p>施行日：令和3年4月1日</p>
5	大阪府立国際会議場条例等一部改正の件	<p>大阪府立国際会議場等の利用料金について後納にすることができることとする。</p> <p>施行日：令和3年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府立国際会議場条例</li> <li>・大阪府立体育会館条例</li> <li>・大阪府立門真スポーツセンター条例</li> </ul>
6	大阪府立漕艇センター条例一部改正の件	<p>1 大阪府立漕艇センターの利用料金について後納にすることができることとする。</p> <p>2 大阪府立漕艇センターにおける水道等の利用に係る料金を新たに設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道 1艇1回 150円 等</li> </ul> <p>施行日：令和3年4月1日</p>
7	大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件	<p>1 大阪府立臨海スポーツセンターの利用料金について後納にすることができることとする。</p> <p>2 大阪府立臨海スポーツセンターにおけるフリースペースの利用に係る料金を新たに設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペース 1日 14,500円</li> </ul> <p>施行日：令和3年4月1日</p>

番号	件名	概要
8	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小 学 校 [改正前] 17,735人 [改正後] 17,701人</li> <li>・中 学 校 [改正前] 10,092人 [改正後] 10,187人</li> <li>・高 等 学 校 [改正前] 20人 [改正後] 14人</li> </ul> <p>施行日：令和3年4月1日</p>
9	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高 等 学 校 [改正前] 8,990人 [改正後] 8,697人</li> <li>・特別支援学校 [改正前] 5,441人 [改正後] 5,489人</li> </ul> <p>施行日：令和3年4月1日</p>

第65号議案

大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権放棄の件  
大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金に関する債権を次のとおり放棄する。

令和3年2月25日提出

大阪府知事 吉村 洋文

番号	相手方住所	氏名	金額
1	大阪市城東区	平山 智一	97,200円及び当該貸付金に係る遅延損害金
2	門真市	坂崎 真一	140,000円及び当該貸付金に係る遅延損害金



## 第67号議案

### 大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定 及び和解の件

大阪府立藤井寺工科高等学校における生徒のいじめに関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定により和解する。

令和3年2月25日提出

大阪府知事 吉村洋文

1 損害賠償の額 1,500,000円

2 和解の相手方及び内容

6-1

相手方住所	氏名	内 容
藤井寺市	徐 由貴	<ol style="list-style-type: none"><li>大阪府は、相手方に対し、大阪府立藤井寺工科高等学校（以下「本件学校」という。）において発生した生徒のいじめに関し、本件学校が相手方の子である生徒の障害の特性に対する十分な配慮を行わなかったこと、いじめであるとの認識を持てなかったこと及び当該生徒の亡くなった直後に当該生徒が亡くなったことをいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に定める重大事態と考えなかった結果として調査の開始が遅れたことについて謝罪する。</li><li>大阪府は、相手方に対し、本件学校における生徒のいじめに関する損害賠償金として、金1,500,000円の支払義務があることを認める。</li><li>大阪府は、相手方に対し、2の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。</li><li>大阪府は、本件学校において発生した生徒のいじめについて大阪府立学校いじめ防止対策審議会が「いじめ重大事態に係る調査報告書」において行った提言を真摯に受け止め、再発防止に努める。</li><li>相手方は、その余の請求を放棄する。</li><li>訴訟費用は、各自の負担とする。</li><li>相手方と大阪府は、本件事件に関し、1から6までに定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。</li></ol>

第77号議案

特定事業契約変更の件

平成31年3月15日議決に係る大阪府立高等学校空調設備更新事業契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

令和3年2月25日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

契約期間の終期 変更前 平成53年3月31日

変更後 令和24年3月31日

1-10 契約の相手方 住所 大阪市北区中之島三丁目6番16号

名称 大阪スクールアメニティサービス株式会社

## 大阪府条例第 号

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「法」という。)第十二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人(以下「指定管理法人」という。)の指定の手続その他指定管理法人が行う大阪府立学校の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理法人による管理の対象)

第二条 大阪府立学校のうち、指定管理法人に管理を行わせることができるもの(以下「対象学校」という。)は、大阪府立水都国際中学校(以下「対象中学校」という。)及び大阪府立水都国際高等学校(以下「対象高等学校」という。)とする。

(指定管理法人の資格)

第三条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人とする。

(業務の範囲)

第四条 指定管理法人が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 校舎その他の施設及びその敷地並びに備品その他の物件の維持保全及び改良に関すること。
- 二 生徒の入学、卒業、退学その他の処分に関すること。
- 三 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 四 教科書以外の教材の取扱いに関すること。
- 五 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 六 対象学校の環境衛生に関すること。
- 七 学校給食に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める業務

(指定管理法人の公募)

第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、大阪府教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理法人の指定の申請)

第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとする者は、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

(指定管理法人の指定)

第七条 委員会は、前条の規定による申請をした者のうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを指定管理法人として指定するものとする。

一 第十条に規定する指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針に適合するとともに、対象学校の効果的な管理が図られるものであること。

二 対象学校の管理の業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。

三 前二号に掲げるもののほか、対象学校の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定公立国際教育学校等管理法人選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があるとき、この限りでない。

(指定管理法人の指定等の公示等)

第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理法人の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。法第十二条の第三十項の規定により指定管理法人の指定を取り消し、又は期間を定めて対象学校の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

2 指定管理法人は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会にその旨を届け出なければならない。

3 委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(協定の締結)

第九条 委員会及び指定管理法人は、指定期間の開始前に、対象学校の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定管理法人が対象学校の管理を継続することが困難となつた場合における委員会及び指定管理法人の対応に関する事項

二 対象学校において事故が発生した場合における委員会及び指定管理法人の責任分担に関する事項

三 対象学校の管理に係る経費の管理に関する事項

四 対象学校の管理に関し取得した個人情報(大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号)第二条第一号に規定する個人情報をいう。)の保護に関する事項

五 対象学校の校長の資格に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項  
(管理に関する基本的な方針)

第十条 指定管理法人は、対象学校において、我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化

及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとする。

(管理に関する基準)

第十一条 指定管理法人は、次に掲げる基準により、対象学校の管理を行わなければならない。

- 一 法令及び第九条第一項の協定を遵守し、誠実に対象学校の管理を行うこと。
- 二 対象学校に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- 三 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること。
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十一条各号及び第五十一条各号に掲げる目標を確実に達成するよう教育を実施すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、対象学校の適切な管理のために委員会が定める基準

(入学に関する手続及び基準)

第十二条 対象学校に入学しようとする者は、所定の願書に委員会が定める書類を添付して対象学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象学校の校長は、対象学校に入学しようとする者について、委員会が定める入学者の選抜に関する方針その他委員会が定めるところにより指定管理法人が実施する入学者の選抜に基づいて、対象学校への入学を許可するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象高等学校の校長は、対象中学校の生徒が対象高等学校に入学する意思があることを確認したときは、対象高等学校への入学を許可するものとする。

4 対象学校の校長は、前二項の規定により入学を許可しようとするときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。

(卒業に関する手続及び基準)

第十三条 対象学校の校長は、生徒が所定の教育課程を修了したと認めたときは、卒業を認定するものとする。

2 対象学校の校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与するものとする。

(懲戒に関する手続及び基準)

第十四条 対象学校の校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分（対象中学校にあっては、停学の処分を除く。）をすることができる。

2 対象学校の校長は、前項の懲戒処分のうち退学又は停学の処分（対象中学校にあっては、退学の処分に限る。）をしようとするときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。

(転学の手続及び基準)

第十五条 他の学校から対象学校に転学しようとする者は、所定の願書を対象学校の校長に提出しなければならない。

2 対象学校の校長は、前項の規定による願書の提出があつた場合であつて、教

育上支障がないと認めるときは、委員会が定める基準に従い、対象学校への転学を許可することができる。

3 対象学校の校長は、前項の規定により転学を許可しようとするときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。

(退学、休学等の手続及び基準)

第十六条 対象高等学校を退学し、若しくは休学しようとする者又は対象高等学校から外国の高等学校若しくはこれに相当する学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

2 対象高等学校の校長は、前項の規定による退学に係る願書の提出があつたときは、対象高等学校を退学することを許可するものとする。

3 対象高等学校の校長は、第一項の規定による休学に係る願書の提出があつた場合であつて、病気その他やむを得ない事由によるものであると認めるときは、対象高等学校を休学することを許可するものとする。

4 対象高等学校の校長は、第一項の規定による留学に係る願書の提出があつた場合であつて、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校等への留学を許可するものとする。

(その他の処分に関する手続及び基準)

第十七条 第十二条から前条までに定めるもののほか、対象学校において生徒に對してされる処分に関する手続及び基準に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

(教育課程の編成)

第十八条 対象学校の校長は、法令、文部科学大臣が公示する学習指導要領及び委員会が定める教育課程基準その他の方針に従い、対象学校の教育課程を編成するものとする。

2 対象学校の校長は、前項の規定により教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ当該教育課程について委員会の承認を得なければならない。

(報告義務)

第十九条 指定管理法人は、対象学校の管理に支障を及ぼすおそれがある事案が生じたときは、委員会が定めるところにより、委員会に報告しなければならない。

(指定管理法人の業務の実施状況等の評価)

第二十条 委員会は、指定管理法人が行う第四条各号に掲げる業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、指定公立国際教育学校等管理法人評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、

委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第七条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第五条から第七条まで及び第八条第一項前段の規定の例により行うことができる。

3 第九条第一項の規定による協定の締結、第十二条の規定による入学に関する手続及び第十八条の規定による教育課程の編成は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

4 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係)		別表第一(第二条関係)	
一 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)	二 (略)	二 (略)
三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)	三・四 (略)

大阪府条例第 号

職員との給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p>	<p>(通勤手当) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第二十六条の三第一項の規定による承認を受けて一週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、人事委員会規則で定めるところにより通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員にあつては、四万三千六百円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額</p>
<p>3 — 6 (略)</p> <p>三 — イ一ワ (略)</p>	<p>3 — 6 (略)</p> <p>三 — イ一ワ (略)</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。



大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条

例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（知事の給料及び期末手当の特例）                      第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和四年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p>	<p>（知事の給料及び期末手当の特例）                      第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立国際会議場条例等の一部を改正する条例

(大阪府立国際会議場条例の一部改正)

第一条 大阪府立国際会議場条例(平成十一年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、知事が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4  第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5  7 (略)</p>	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4  6 (略)</p>

(大阪府立体育会館条例の一部改正)

第二条 大阪府立体育会館条例(昭和六十一年大阪府条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4  第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5  委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>6  7 (略)</p>	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4  前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5  6  (略)</p>

(大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正)

第三条 大阪府立門真スポーツセンター条例(平成八年大阪府条例第八号)の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4  第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5  委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする</p> <p>6 ・7  (略)</p>	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4  前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5 ・6  (略)</p>

### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立漕艇センター条例の一部を改正する条例

大阪府立漕艇センター条例（昭和四十四年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																																											
<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4  第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5  委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(利用料金) 第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4  前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>別表(第十一条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">備考 (略)</td> <td rowspan="2">土</td> <td rowspan="2">地</td> <td>区</td> <td>分</td> <td>単位</td> <td>通常の金額</td> <td>休日等の金額</td> <td rowspan="2">冷暖房料</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">水道</td> <td rowspan="2">貸艇</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">単位</td> <td rowspan="2">金額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	備考 (略)	土	地	区	分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料	(略)	水道	貸艇	(略)	(略)	単位	金額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表(第十一条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">備考 (略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td>区</td> <td>分</td> <td>単位</td> <td>通常の金額</td> <td>休日等の金額</td> <td rowspan="2">冷暖房料</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">(略)</td> <td rowspan="2">単位</td> <td rowspan="2">金額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	備考 (略)	(略)	(略)	区	分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料	(略)	(略)	(略)	(略)	単位	金額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	土	地				区	分	単位	通常の金額	休日等の金額									冷暖房料	(略)	水道	貸艇	(略)	(略)	単位	金額																																			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																													
備考 (略)	(略)	(略)	区	分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料	(略)	(略)	(略)	(略)	単位	金額																																															
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(利用料金)                      第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  指定管理者は、前項の規定による利用料金の支払については、委員会が定める方法により、後納させることができる。</p> <p>4  第二項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について委員会の承認を受けなければならぬ。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>5  委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>6  7 (略)</p> <p>別表（第十一条関係）                      一―三 (略)</p> <p>四 会議室等利用料金</p> <table border="1" data-bbox="929 284 1079 782"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>単位</td> <td>通常 の金額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>一日</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリースペース</td> <td></td> <td></td> <td>一四、五〇〇</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)                      五・六 (略)</p>	区	分	単位	通常 の金額	(略)	(略)	(略)	一日	(略)	(略)	小会議室					フリースペース			一四、五〇〇	(略)	<p>(利用料金)                      第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>4  前項の承認があつたときは、その旨を公示するものとする。</p> <p>5  6 (略)</p> <p>別表（第十一条関係）                      一―三 (略)</p> <p>四 会議室利用料金</p> <table border="1" data-bbox="929 866 1079 1358"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>単位</td> <td>通常 の金額</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>一日</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>フリースペース</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 (略)                      五・六 (略)</p>	区	分	単位	通常 の金額	(略)	(略)	(略)	一日	(略)	(略)	小会議室			(略)	(略)	フリースペース			(略)	(略)
区	分	単位	通常 の金額	(略)																																					
(略)	(略)	一日	(略)	(略)																																					
小会議室																																									
フリースペース			一四、五〇〇	(略)																																					
区	分	単位	通常 の金額	(略)																																					
(略)	(略)	一日	(略)	(略)																																					
小会議室			(略)	(略)																																					
フリースペース			(略)	(略)																																					

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一七、七〇一人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、一八七人</p> <p>三 高等学校 一四人</p>	<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一七、七三五人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、〇九二人</p> <p>三 高等学校 二〇人</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十二條（略） 一 略 二 高等学校 八、六九七人 三 特別支援学校 五、四八九人	第二十二條（略） 一 略 二 高等学校 八、九九〇人 三 特別支援学校 五、四四一人

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。